

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則 一
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 二

**訓 令**

- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 二
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 四
- 職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令 四
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 五

**告 示**

- 会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件 五

**福 島 県 人 事 委 員 会**

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 五
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 五
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 六

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七十二号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十三年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「地方振興局長」の下に、「環境創造センター所長」を加え、同項の表1の項中「地方振興局企画商工部長」の下に、「環境創造センター総務企画部長」を、「地方振興局企画商工部市町村支援課長」の下に、「環境創造センター総務企画部総務課長」を加え、同条第七項中「かわらざ」の下に、「環境創造センター所長」を加え、同条第八項中「第二十四条第二項中「部長」とあるのは「」の下に「環境創造センター所長、」を加える。

「福島県原子力等立地地域振興事務所  
福島県消防防災航空センター  
福島県環境センター  
福島県原子力センター  
福島県消防学校  
福島県消防火学校

を  
「福島県環境創造センター  
福島県消防学校  
福島県原子力等立地地域振興  
福島県環境創造センター」

事務所に改める。

別表第二中「福島県相双保健福祉事務所いわき出張所」を「福島県環境創造センター環境放射線センター」に改める。

別表第七の表福島県原子力センターの項を削り、同表福島県環境センターの項を次のように改める。

福島県環境創造センター 総務課長 現金取扱員及び物品出納員

別表第八の表中「福島県原子力センター福島支所 支所長 物品取扱員」を「福島県環境創造センター環境放射線センター 総務課長 物品取扱員」に改める。

環境創造センター福島支所 支所長 物品取扱員」に改める。

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

（入札監理課）

### 福島県規則第七十三号

#### 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一大熊町の部3の項中「(五)カキヤ」を「(五)カキヤ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

（人事課）

福島県規則第七十四号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「地方振興局」の下に、「環境創造センター」を加える。

別表第二危機管理部の項を次のように改める。

危機管理部

福島県消防防災航空センター（消航） 福島県消防学校（消学）

別表第二生活環境部の項を次のように改める。

生活環境部

福島県環境創造センター（環創セ） 福島県環境創造センター環境放射線センター（環創セ放） 福島県環境創造センター福島支所（環創セ福）

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第二十七号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

本 庁 機 関  
出 先 機 関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第七条第五項」を「第七条第七項」に改め、同条第十一号中「地方振興局」の下に、「環境創造センター」を加える。

第八条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境創造センターにおける代決

決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
環境創造センター 所長	環境創造センター 副所長	環境創造センター副 所長	環境創造センター所 長があらかじめ指定 する者
環境創造センター		課長	

の部長	環境創造センター 環境放射線センター	環境創造センター 環境放射線センター次 長	環境創造センター環 境放射線センター所 長があらかじめ指定 する者
	環境創造センター 福島支所	環境創造センター福 島支所長があらかじ め指定する者	

別表第一中7の表を8の表とし、6の表を7の表とし、5の表を6の表とし、4の表を5の表とし、3の表を4の表とし、2の表の次に次のように加える。

3 環境創造センター

環境創造センター所長の専決事項	環境創造センターの部長の専決事項	環境創造センターの出張所等の長の専決事項
1 環境創造センターにおける試験研究課題の基本計画の作成及び実施計画の決定 2 重要な承認書、通知書等の交付、再交付及び書換え交付並びに返還された重要な承認書等の受理	1 承認書、通知書等の交付、再交付及び書換え交付並びに返還された承認書等の受理	1 承認書、通知書等の交付、再交付及び書換え交付並びに返還された承認書等の受理
3 重要な証明書、謄本及び抄本の交付 4 重要な台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、定款、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧	2 証明書、謄本及び抄本の交付 3 台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、定款、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧	2 証明書、謄本及び抄本の交付 3 台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、定款、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧
5 重要な申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申込み、通報等の関係	4 申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申込み、通報等の関係書類の送付、要求、	4 申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申込み、通報等の関係書類の送

<p>書類の送付、要求、提出、掲示、依頼、受理及び進達</p> <p>6 福島県情報公開条例の規定による公文書の開示の請求に対する決定</p> <p>7 福島県個人情報保護条例の規定による自己情報の開示請求に対する決定、自己情報の訂正請求に対する決定及び自己情報の利用停止請求に対する決定</p>	<p>提出、掲示、依頼、受理及び進達</p> <p>5 登記の嘱託</p> <p>6 標識及び標柱の設置</p> <p>7 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の規定による職員の指定</p>	<p>付、要求、提出、掲示、依頼、受理及び進達</p> <p>5 出張所等の長及び職員の内国旅行命令</p>	<p>12 環境創造センター所長の代休日の指定</p> <p>13 環境創造センター所長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知</p> <p>14 環境創造センター所長の休暇等の承認</p>	<p>13 環境創造センターの部長及び部の職員の代休日の指定</p> <p>14 環境創造センターの部長及び部の職員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知</p> <p>15 環境創造センターの部長及び部の職員の休暇等の承認</p> <p>16 環境創造センターの職員（環境創造センター副所長及び環境創造センターの部長を除く。18において同じ。）の着任延期の承認</p>	<p>7 出張所等の火災予防責任者の指定</p> <p>8 出張所等の職員の担任事務の決定</p> <p>9 文書の督促、返戻及び訂正</p> <p>10 出張所等の長及び職員の身分、給与及び通</p>
<p>8 環境創造センター所長及び副所長の旅行命令並びに部長、出張所等の長及び職員の内国旅行命令</p> <p>9 環境創造センター所長の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認</p> <p>10 証人等（部次長以上の職務に相当する者に限る。）の旅行の依頼</p> <p>11 環境創造センター所長の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割り振り変更</p>	<p>9 環境創造センターの部長及び部の職員の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認</p> <p>10 証人等（部次長以上の職務に相当する者を除く。）の旅行の依頼</p> <p>11 環境創造センターの部長及び部の職員の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割り振り変更</p> <p>12 環境創造センターの職員の超勤代休時間の指定</p>	<p>6 出張所等の長及び職員の内国旅行命令並びに特殊勤務実績の確認</p>	<p>15 内部組織の分掌事務の決定</p>	<p>17 環境創造センターの部の職員及び出張所等の職員の事務引継報告の受理</p> <p>18 環境創造センターの職員その他の団体の事務への従事の承認（知事が別に指定する他の団体の事務に係るものに限る。）</p> <p>19 環境創造センター所長及び職員に対する被服の支給</p> <p>20 環境創造センター所長及び環境創造センターの部長の事務代決者の指定</p> <p>21 火災予防責任者及び盗難予防責任者の指定</p>	<p>22 環境創造センターの部の職員の担任事務の決定</p> <p>23 文書の督促、返戻及び訂正</p> <p>24 環境創造センター所長及び職員の身分、給与及び通</p>

び通勤に係る証明書の発行	勤に係る証明書の発行
行	
25 配車の決定	11 配車の決定

備考

環境創造センターの部長の専決事項の欄中5、6、16、17（環境創造センターの部の職員に係るものを除く。）、18から21まで、24及び25に規定する事項については、総務企画部長に限る。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第二十八号

本 庁 機 関  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「消防学校長」を「消防学校長  
環境創造センター副所長」に、

「原子力等立地地域振興事務所長  
環境創造センター部長」を「原子力等立地地域振興事務所長  
環境創造センター環境放射線センター所長」に、

「原子力センター次長  
環境創造センター副校長」を「環境創造センター環境放射線センター福島支所  
環境創造センター福島支所」に、

「環境創造センター環境放射線センター次長」を「環境創造センター環境放射線センター福島支所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第二十九号

本 庁 機 関

出 先 機 関  
労働委員会事務局  
福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年九月二十九日

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

別表の行政職給料表格付表中

「消防防災航空センター所長 原子力センター所長」	「原子力センター次長 原子力センター福島支所長」
-----------------------------	-----------------------------

「環境創造センター所長」

「環境創造センター副所長」	「環境創造センター部長 環境創造センター環境放射線センター所長」
---------------	-------------------------------------

「環境創造センター次長  
環境創造センター課長」

「環境創造センター課長 環境放射線センター課長 環境創造センター福島支所長」
--

に改め、別表の研究職給料表格付表中「本 庁 課 長」を「本 庁 環境創造」

環境創造センターに改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県訓令第三十号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一公害監視の業務に従事する職員の項中「環境センター」を「環境創造センター」に改める。

別表第二原子力センターの項を削り、同表環境センターの項を次のように改める。

環境創造センター	公害調査用	保護帽
	公害調査用	雨衣
	公害調査用	ゴム手袋
	放射能監視測定用	保護帽
	放射能監視測定用	雨衣
	放射能監視測定用	ゴム手袋
	試験研究試料採取用	作業帽
	試験研究試料採取用	作業服
	試験研究試料採取用	ゴム長ぐつ
	試験研究試料採取用	安全ぐつ
	試験研究試料採取用	防寒服

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(職員業務課)

告 示

福島県告示第七百四号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。  
平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表中「福島県中地方振興局の所管区域内に所在する公所の長の所管に属する事務(ただし」の下に、「福島県環境創造センターに所属する准公所の長」を、「福島県双葉警察署長の所管に属する事務を除く。」の下に「並びに福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する福島県環境創造センターに所属する准公所の長」を加える。

(審査課)

福島県人事委員会

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十七年九月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年福島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、同条第十号中「県立」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「県立」を削り、同号を同条第十号とし、同条第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の前に次の一号を加える。

一 環境創造センター

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

**福島県人事委員会規則第十八号**

**職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「消防防災航空センター所長

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中

原子力センター所長

を「消防

原子力センター次長

原子力センター福島支所長」

「環境創造センター副所長

環境創造センター部長

環境創造センター環境放射線セ

環境創造センター環境放射線セ  
環境創造センター福島支所長

防災航空センター所長」に、

「環境センター所長  
環境センター次長」

を

ンター所長 に改める。  
ンター次長

**附 則**

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

**福島県人事委員会規則第十九号**

**職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境センター、原子力センター」を「環境創造センター」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

（採用給与課）